

情報

手続きはお済みですか

国民年金「年金生活者支援給付金制度」について

年金生活者支援給付金は、令和元年10月1日の消費税率引き上げに伴い、年金を含めても所得が低い人の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。対象となる人には書類が郵送されますので、お早めにご手続きをお願いします。

■給付基準額

月額 5,030 円（令和2年度）

※実際の給付額は納付状況・給付金種別などにより異なります

■支給要件

- ①老齢年金生活者支援給付金・補足的老齢年金生活者支援給付金【高齢者への給付金】
 - ▶ 65歳以上で老齢基礎年金を受給
 - ▶ 同一世帯の全員が市民税非課税
 - ▶ 前年の公的年金額とその他の所得の合計が約88万円以下（約78万～88万円の人には補足的給付金を支給）

- ②障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金【障害者や遺族への給付金】
 - ▶ 障害基礎年金または遺族基礎年金を受給
 - ▶ 前年の所得が約462万円以下であること。

■手続き

新たに対象者となる人に、令和2年10月中旬より日本年金機構からハガキ型の簡易な請求書を送付していますので、同封の案内に従って手続きを進めてください。なお、認定された場合、原則、手続きの翌月分から支給対象となりますので、お早めに認定請求の手続きをお願いします。

☎ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165
 日本年金機構三島年金事務所 ☎973・1166
 保険年金課国民年金係 ☎983・2606

情報

入学・卒業などの際に手続きが必要です

学生用国民健康保険の手続きについて

学校に通うなど親元を離れて住所を移す学生のために、家族と同じ世帯の一員として学生用保険証を交付します。

- ☎▶ 国民健康保険に加入中で、学校などに通うため市外などに住所を移す人（国内に限る）
 - ▶ 令和3年3月31日までの学生用保険証を持つ人で、引き続き学校などへ通う人（更新が必要）
- ☎▶ 国民健康保険証（更新の場合は学生用保険証）
 - ▶ 入学または在学を証明するもの（学生証・合格通知書・授業料の領収書など）
 - ▶ 世帯主と対象者の個人番号（マイナンバー）のわかる書類
 - ▶ 届出者（世帯主、同一世帯の人）の本人確認できる個人番号カードや運転免許証

※国民健康保険の届出に個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。

■次の人は学生用保険証の返還が必要です

勤務先の健康保険証または健康保険加入証明書を持参して、学生用国民健康保険証の返還手続きが必要です。

- ▶ 学生でなくなった
- ▶ ほかの健康保険に加入した（就職などで勤務先の保険証が交付された、家族の勤める会社からの保険証の交付など）
- ▶ 健康保険のない事業所に勤務

■学生用保険証を返還し、ほかの保険証がない人は

国民健康保険は住民登録地での加入が原則です。返還手続き後に住民登録地で手続きすることで国民健康保険証が交付されます。世帯主と対象者のマイナンバーのわかる書類と必要書類を持って手続きしてください。

☎保険年金課国保係 ☎983・2604

情報

関連手続きもお忘れなく

引っ越し手続きなどのご案内

| 転出、転居の届け出 | | | | |
|-------------------------|------------------|-------------------|--|-------------------------|
| 届け出の種類 | 届け出の期間 | 手続き | 持ち物 | 問合せ(届け先) |
| 転出 (三島市から他市区町村へ引っ越し) | 引っ越し予定日の14日前から受付 | 転出届 | 本人確認書類(運転免許証など) | 市民課 ☎983・2602 |
| | | 国民健康保険(該当する人) | 国民健康保険証、高齢受給者証*、限度額適用認定証*、特定疾病療養受療証* | 保険年金課(国保係) ☎983・2604 |
| | | 後期高齢者医療制度(該当する人) | 後期高齢者医療被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証*、限度額適用認定証*、特定疾病療養受療証* | 保険年金課(高齢者医療係) ☎983・2710 |
| | | 介護保険(該当する人) | 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証*、介護保険負担限度額認定証*など | 介護保険課 ☎983・2607 |
| | | 児童手当・子ども医療(該当する人) | 子ども医療費受給者証、印鑑 | 子育て支援課 ☎983・2712 |
| 転居(三島市内の引っ越し) | 引っ越し日から14日以内 | 転居届 | 本人確認書類。持っている人は、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード(外国人のみ) ※各保険証などは、転出時に準じる。 | 市民課 ☎983・2602 |

*該当する人のみ必要

小・中学校の転校（転出時）

市外へ転出する場合の転校の手続きは、おおむね次のとおりです。

- ①在籍している学校と転入先の学校へ連絡
- ②市民課で「転出証明書」と「学齢児童・生徒異動通知書」の交付を受ける
- ③在籍している学校へ「学齢児童・生徒異動通知書」を提出し、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受ける

☎学校教育課 ☎983・2670

上下水道料金など公共料金の清算

上下水道料金お客さまセンター ☎983・2828 まで連絡をお願いします。電気・ガス料金などの精算は、契約している電力会社などへお問い合わせください。

各種障害者手帳・受給者証などの手続き

- 各種手帳 ▶ 身体障害者手帳 ▶ 療育手帳 ▶ 精神障害者保健福祉手帳
 - 受給者証 ▶ 重度心身障害児・者医療費助成金受給者証 ▶ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）受給者証 ▶ 特別児童扶養手当受給者証 ▶ 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当受給者 ▶ 障害福祉サービス等受給者証 ▶ ゆずりあい駐車場利用証（該当する人）
 - ☎◆各種手帳・受給者証または証書（特別児童扶養手当受給者）◆印鑑◆マイナンバーカード
- ☎障がい福祉課 ☎983・2612

3月・4月は市役所本館駐車場が混雑します。市営中央駐車場をご利用の上、駐車券をお持ちください。(無料)

3月27日(土)・4月3日(日) 午前8時30分～正午 土曜サービスコーナーで住所異動の一部届出ができます

【受付できる届け出・証明書】

- ◆住民異動届（転入・転出・転居）

※①転入届受付時に前住所地の市区町村の役所・役場と連絡がとれない際に、再度来庁をお願いする場合があります。

- ②異動届に伴う各被保険者証、国民年金、子育ての手続きは、後日受付となります。

◆戸籍の証明*、住民票の写し*、印鑑登録証明書・印鑑登録証の交付

※現在のもののみ交付可。委任状による申請は受付できません。

☎市民課 ☎983・2602

【凡例】 時とき・場場所・内容・講師・費用（記載なしは無料）・対象・定員・持ち物・注意事項・申込み（記載なしは不要）・問合せ